

平成28年3月31日までの間、キャリアアップ助成金の拡充が行われます
支給額の増額・要件の緩和
正規雇用等転換コース

有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成

現行	拡充（平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間）
①有期→正規：1人当たり40万円（30万円）	①50万円（40万円）
②有期→無期：1人当たり20万円（15万円）	
③無期→正規：1人当たり20万円（15万円）	③30万円（25万円）

対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、1人当たり10万円を加算

「派遣労働者を派遣先で正規労働者として直接雇用した場合の助成加算額」が増額されました。

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算

・ 1人当たり**30万円**

※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合

・ 1人当たり**10万円を加算**

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。